

日本 DOHaD 学会トラベルアワードに関する細則

第 1 条 (目的)

日本 DOHaD 学会は、その目的を達成し、若手研究者の研究活動を奨励するために、日本 DOHaD 学会トラベルアワード (以下、トラベルアワード) を設ける。

アワード

第 2 条 (トラベルアワード)

この賞は、本学会の会員で、人材育成の視点より将来の可能性のある学術研究に業績を挙げ、また筆頭著者として国際学会発表を行い、その発表のために旅行を行う者、あるいは本学会の維持・発展に重要な国際会議に参加する者に対して授与する。

第 3 条 (選考)

1. 本学会代表幹事は、トラベルアワードの選考をトラベルアワード選考委員会に委嘱する。
2. トラベルアワード選考委員は、幹事 (代表幹事、副代表幹事を含む) から構成され、本学会代表幹事の推薦の下、幹事会で評議の上、決定する。なお、トラベルアワード選考委員は、優秀演題賞選考委員も兼任する。
3. 選考委員会は、トラベルアワード受賞者の推薦を HP 上で公募する。推薦者は推薦書と共に応募者による応募書 (HP 上で申請書*をダウンロードする) を本学会事務局に提出する。毎年、本学会の学術集会の応募締切に合わせ (通常 6 月から 7 月頃) に提出の締め切りを設ける。
4. トラベルアワード選考委員は本委員会において、応募者が受賞適切か否か等を検討の上、幹事会で審議 (本学会学術集会開催会期中に幹事会で審議) し、代表幹事に答申する。代表幹事は幹事会の答申に基づき、受賞者を決定し、総会で報告する。

第 4 条 (受賞者と旅行補助金)

1. 受賞者には、本学会より賞状を授与する。
2. 受賞者には、年 1 回 (若干名) の海外旅費 (1 件当たり 10 万円) を支給する。公募は、一般公募の形で締め切りは、本学会の学術集会の応募締切に合わせる (6 月から 7 月頃)。
3. 対象者の選考は、トラベルアワード選考委員会および幹事会に委ねる。

以下にトラベルアワード対象者の条件等について示す。

- (1) 若手研究者の年齢は、渡航時に 40 歳未満であること。
- (2) 海外旅費に限ること。
- (3) 日本 DOHaD 学会関連の国際学会や学会、会議等の参加に限ること。

(4) 本学会学術集会において、発表や会議等に関する報告を行う義務を有する。

(5) 指定の申請書を作成後、所属長の承認を受け、本学会に提出すること。

とし、本委員会のメンバー間でメール審議を行い、決定する。

(6) 審査委員の所属する機関からの申請者がある場合は、審査員となれない。

(7) アワード受領者の出ない場合もありうる。

(8) 原則として再選はない。

* 今後、企業等の支援が頂けるようであれば、企業名を冠したアワード名とすることも検討したい。